

PTA(主催・共催)活動終了後、
必ず事故の有無を確認

これは、岐阜県PTA見舞金給付会「手引」の裏表紙にある言葉です。PTA活動中に、ケガをされた方があったり損害賠償事案が発生したりした場合、「医療見舞金」や「修繕費」等が給付されます。もし事故が発生したときには、「手引き」裏表紙の「給付までの流れ」をご覧ください。手続をお願いします。

また、「どんなときに」活用できるのかは、「手引」の表紙裏や「利用にあたって」をご覧ください。

「問い合わせ事項」より

毎年この時期に、資源回収時や環境整備時の事故に関する問い合わせが多くあります。周知したいことを記載します。

(資源回収時)

車の使用に伴う対人賠償、対物賠償はすべて免責となっています。積み下ろし時の車の擦り傷、荷崩れや液漏れについてPTAに賠償責任があるとすることは無理があり、会員の方には理解していただき車を提供いただく必要があります。会員の車を使用する場合、ドアの開閉は所有者が行い、積み込み時には立ち会うことをきちんと徹底するようにしてください。

(環境整備時の草刈り機)

幸いにもキックバックによって草刈り機が跳ね近くにいた人の腕を切ったとか、跳ね石が目や顔を直撃し失明したなどの重大事故は起きていませんが、草刈り機使用時に石跳ねにより車を傷つける、窓ガラスを割るなどの事故が起きています。これらの事故が起きた場合PTA組織として損害賠償責任があるか、危険な行為を承知で行った重過失に当たると判断されるかは、保険会社の判断によります。

草刈り機を使用する場合、作業者は保護めがねの着用、近くに車があるときは移動させる、建物の近くでは防護ネットを張る、または使用せず手刈りに切り替えるなど対策を徹底する必要があります。

「プール開設」に関する安全対策の確認を!

ここ数年は酷暑やコロナ禍により、夏休みの学校プール開放が全面禁止という市町があります。夏休みのプール開設は、「学校管理下」での実施が多いのですが、「PTAによる開設」との話もあります。

昨年度、県教委への要望事項の一つに、「夏休みの学校プール開放」についてがありました。

「例年、夏休みのプール開放では、安全対策として事前の救急救命講習などが開催され、PTAの保護者がプール監視にあたることが多くありますが、運営主体が曖昧であり、明確にしてほしい。」との内容でした。

その回答は、次のようなものでした。

【夏季休業中の学校プール開放の運営主体は学校であり、それぞれの実情に応じて、PTAの皆様は運営の一部をご協力いただいているところです。

しかしながら、学校によっては保護者への説明不足や運営管理マニュアルが形骸化しているといった課題もあり、各市町村及び学校に対して、国の通知に基づき、運営管理マニュアルの作成を含むプールの管理運営体制を明確にし、保護者の方へ丁寧に説明と理解を得ながら実施するよう、周知徹底してまいります。(一部略)

どんな状況であれ、プール開設時には、子どもたちの安全を確保するための監視が必要です。遊泳中の子どもたちが全員プールから上がったのを確認してから休憩するといった『プール監視時の注意事項』を徹底し、事故が起きないように、より多くの大人の目で子どもたちを見守りたいものです。

『PTA24保険』への加入を!

「子どもによる自転車の交通事故」が多く発生しています。自転車側が原因の人身事故も増加傾向にあります。充実した補償の『PTA 24 保険』への加入を是非ご検討ください。

昨年度から、学校から借りた楽器やタブレット等の借用物も保険の対象となりました。

(詳細については、取扱代理店(株)ワイズ ☎ 058-248-0033 へお問い合わせください。)

お知らせ

◆ 右のQRコードから岐阜県PTA連合会のHPを開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧ください。



◆ 県PTAのHPから今まで発行された「給付会便り」を見ることができます。

例年、夏休み期間中に行われるPTA活動中の災害(傷害・賠償事故)が多いです。事故防止に万全の備えをしてください。